



地域連携室 “あざれあ” 便り 36号

梅雨が明け暑い日が続いております。日頃より地域連携室「あざれあ」の活動に対しご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。今月は診療報酬研修委員会が準備を進めている「Q&A 事例集」を中心にご報告します。



1. 在宅診療報酬 Q&A 事例集

Q&A 事例集は、診療報酬研修委員が考える「算定が複雑な事例」等について、「算定項目」「点数」「回数」「負担額」「補足事項」について丁寧に解説してあります。

各事例が1ページにまとめられており、大変見やすくなっています。各医療機関でご活用いただけるものと思います。

また同委員会では「医療材料編」の編集も同時に進めており、こちらの完成もあと一步です。

秋には第2回目の在宅診療報酬研修会を開催し、現在作成中の「Q&A 事例集」「医療材料編」を配布する予定です。研修への多数のご参加をお待ちしております。



一患者情報一
肺炎急性期未収化症のため、慢性呼吸不全となり人工呼吸器を付けています。
嚥下困難のため、胃ろうをされており痰たまり気候です。

年齢	57歳	診療回数	4回/月
採院	国民健康保険(自己負担3割) [54] 特定疾患医療受給者証(月額自己負担上限額1,000円) [91] 重度障害者医療費受給者証(月額自己負担額:1区級機関につき1回400円/月4回まで) 介護保険(要介護5)		
病名	肺炎急性期未収化症(指定病種)・下咽停止不能症候群 慢性呼吸不全・慢性炎症性脱髄性多発神経炎		

実施項目	点数	回数	3割
① 在宅患者訪問診療料	833点	4回	10000円
② 在宅時医学総合管理料(日:在宅診等)	4200点	1回	12600円
③ 訪問看護指示書料	300点	1回	900円
④-1 在宅人工呼吸指導管理料	2800点	1回	8400円
④-2 人工呼吸器加算(陽圧式人工呼吸器)	7480点	1回	22440円
⑤ 気管切開患者用人工鼻加算	1500点	1回	4500円
⑥-1 酸素濃縮装置加算	4000点	1回	12000円
⑥-2 酸素ボンベ加算(携帯用酸素ボンベ)	880点	1回	2640円
⑥-3 呼吸同調式デマンドバルブ加算	300点	1回	900円
⑦ 気管切開後留置用チューブ(一般・カフ付・吸引あり・一重管)	446点	2回	2680円
⑧ 交換用胃腸カテーテル(胃留置型・バンパー型)	2210点	1回	6630円
⑨ 採血料		検査項目(*回数)によって算定	
合計		27894点	83690円

自己負担上限額管理費(1) 月額自己負担上限額 1000円				
月日	指定医療機関	自己負担額	自己負担率	印
6.24	〇〇病院	1000円(印)	1000円	

※1回医療機関等入
[54] 特定疾患医療受給者証負担分: 0円
[91] 重度障害者医療費受給者証負担分: 0円

※自己負担の詳細については、補足事項を参照。

※補足事項※
この患者の場合、毎月月初めに他区級機関受診され、特定疾患医療受給者証の月額自己負担上限額1,000円に達します。(その際、他区級機関では重度障害者医療費受給者証の自己負担分の発生が異なります。)
[特定疾患医療受給者証自己負担管理費]にて自己負担が月額の上限に達している場合、同月中の重度障害者医療費受給者証の自己負担は全ての区級機関で0円となります。

27年7月1日～7月31日までの相談実績 (相談件数;12件)

	月日	相談元	相談内容	支援経過・結果
1	7/1	はあとふる	対応事例の訪問看護対応可否について	事例確認し回答
2	7/1	MSW (市内)	2本目のポンプ管理料の算定について	診療報酬研修委員に確認し回答 注) 1. ポンプ管理料の算定について
3	7/1	訪問看護	グループホームでの訪問看護サービス提供について	資料添付し回答
4	7/1	医療事務	同週に在宅医療と入院医療が混在する場合の算定について	診療報酬研修委員に確認し回答

5	7/8	居宅	入院患者の支援の方向性について	アセスメント⇒家族支援の視点について助言
6	7/8	訪問看護	訪問看護点滴指示書について	資料添付し回答
7	7/10	市民	緩和ケア可能な病院について	情報提供及び見学同行
8	7/13	医療事務	在宅自己注射管理料等について	診療報酬研修委員に確認し回答
9	7/15	居宅	多系統委縮症患者への訪問看護について	資料添付し回答
10	7/17	MSW（市内）	特定医療費に係る自己負担上限管理表の記載方法について	薬剤師会等に確認し回答
11	7/21	MSW（他市）	経鼻経管栄養患者のチューブ交換可能な近医の紹介依頼	対応可能な近医紹介
12	7/21	MSW（市内）	入院加療予定の患者のペットの世話について	愛護団体に確認及びボランティアの調整

今月は診療報酬についての相談が多くありました。その中から PCA ポンプ加算についての回答についてご紹介します。

注) 1 在宅ポンプ加算についての情報提供

疼痛管理のためのPCAポンプの算定について

①原則：在宅ではポンプ加算を1人1台分しか算定できない（診療報酬研修委員に照会）

＜例＞CVポートなどの高カロリー輸液時にカフティポンプを使用している方では、PCAポンプを利用してもその為のポンプ加算は算定できない。そのためPCAポンプを利用する場合には、医院からの持ち出しとなる。

②その他の解決策：（福山市「まるやまホームクリニック」看護師より情報提供）

＜例＞クーデックバルーンなら、処方箋で出すことが出来る。



クーデックバルーンジェクター200/300 (携帯型ディスプレイ注入ポンプ)

販売名
クーデックバルーンジェクター
医療機器承認番号
21400B2Z00497000



毎月の相談支援では、このように様々な機関と連携を図り、できるだけ資料を添付しながら回答しています。また今回の事例については、「その他の解決策」について診療報酬研修委員会に情報提供しました。小さなことではありませんが、一つ一つの相談を大切にしながら医師会と地域住民の利益につながる支援を目指して、日々丁寧に相談対応しています。

